

議案第 2 1 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表等々力緑地の項の次に次のように加える。

生田緑地	ゴルフ場 駐車場
------	-------------

第 6 条第 2 項の表中

「

バーベキュー 広場	4 月 1 日から 9 月 30 日まで  10 月 1 日から 翌年の 3 月 31 日まで	午前 9 時から 午後 6 時まで  午前 9 時から 午後 4 時まで	12 月 29 日から 翌年の 1 月 4 日までの日	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。ただし、 第 1 8 条の 2
--------------	--	--	-----------------------------------	--

				第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあつては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
--	--	--	--	---

」

を

「

バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで  10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで  午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定
ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日	

駐車場	1月1日から 12月31日まで	午前0時から 午後12時まで (ただし、入 場については、 午前5時から 午後10時まで)	なし	する指定管理 者が管理を行 う有料施設に あつては、当 該指定管理者 は、必要に応 じ、あらかじめ 市長の承認 を得て、同欄 の供用期間、 供用時間及び 休場日を変更 することができる。
-----	--------------------	--	----	---

」

に改める。

第8条第1項中「及びバーベキュー広場」を「、バーベキュー広場、ゴルフ場及び駐車場」に改める。

第8条の2第1項中「又はバーベキュー広場」を「、バーベキュー広場、ゴルフ場又は駐車場」に改め、同条第3項の表を次のように改める。

種 別	単 位	金 額
パークボール場	1人1回	500円
バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円
ゴルフ場	1人1回	19,000円
	1時間まで	200円

駐車場	普通自動車	1台1回	超過時間30分 までごとに	100円
	中型自動車 大型自動車	1台1回	1時間まで	500円
			超過時間30分 までごとに	250円
備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。				

第8条の2第4項に次のただし書を加える。

ただし、ゴルフ場にあつては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

生田緑地のゴルフ場及び駐車場について、有料で利用させる公園施設とし、並びにそれらの管理を指定管理者に行わせることとし、及び利用料金制を導入することとするため、この条例を制定するものである。